

## 会 議 録

|                    |       |                                                                                 |                |
|--------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 会 議 の 名 称          |       | 令和4年度第5回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会                                                 |                |
| 開 催 日 時            |       | 令和4年（2022年）8月17日（水）午後1時00分～午後1時50分                                              |                |
| 開 催 場 所            |       | 第二庁舎4階第一会議室                                                                     | 公 開 の 可 否<br>可 |
| 事 務 局              |       | 総務部法務・コンプライアンス課                                                                 | 傍 聴 者 数<br>0人  |
| 公開しなかった理由          |       |                                                                                 |                |
| 出席者                | 委 員   | 園田委員、恩地委員、井上委員、高橋委員、宮下委員                                                        |                |
|                    | 事 務 局 | 太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事                                        |                |
|                    | そ の 他 |                                                                                 |                |
| 議 題                |       | 1. 諮問案件の説明について<br>① 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について<br>② 訂正請求等に係る開示請求前置について<br>③ 苦情処理について |                |
| 審議等の概要<br>(主な発言要旨) |       | 別紙のとおり                                                                          |                |

## 審議等の概要

(午後 1 時 0 0 分開会)

○部会長 ただ今から、令和 4 年度第 5 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況について報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、加賀委員がご欠席、ということで、5名の委員の皆さまにご出席いただいております。次に、本日出席しております市の職員は、別紙市側出席者名簿のとおりでございます。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。まず、事務局から本日の議事について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件としましては、「行政機関等匿名加工情報に係る手数料について」と「訂正請求等に係る開示請求前置について」と「苦情処理について」でございます。

委員のみなさまには、各諮問案件に対して意見交換の上、専門部会としての今後の方向性を示していただければと考えております。なお、本日ご審議いただく案件につきましては、国等の資料を含め現在事務局で把握できております情報をもとに資料作成等を行っております。今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますが、ご容赦いただけますと幸いです。よろしくお願いします。

○部会長 それでは、会議を進めます。事務局より「行政機関等匿名加工情報に係る手数料について」説明をお願いします。

○実施機関 それでは、行政機関等匿名加工情報に係る手数料についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「行政機関等匿名加工情報に係る手数料について」をご覧ください。

「1 行政機関等匿名加工情報について」ご説明します。

改正法において、行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人が識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報であると説明されております。なお、加工にあたっては、次の①から⑤までの全ての措置を講じる必要がありますので、あわせてご確認ください。

また、行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、改正法第119条において、条例で定めるよう規定されているため、提案募集を実施し、企業と契約を締結する場合は、条例で手数料を定める必要があります。

「2 提案から提供までの流れについて」ご説明します。お配りしております資料「行政機関等匿名加工情報制度の概要」の2ページをご覧ください。こちらに提案から提供までの主なフローが掲載されております。

まず、市が保有する1,000人以上の個人情報ファイルであって提案可能なものを、毎年度1回以上提案募集します。企業から提案があった場合は、企業の提案内容を審査し、審査基準等に問題がなく承認する場合は、当該企業と契約を締結し、手数料を徴収します。そして、市で匿名加工情報を作成し、当該企業に提供します。

「3 国の現状等について」ご説明します。

先ほど説明しました提案募集について、国において契約の締結に至った例は、2021年2月9日時点で1件のみとなっております。そのため、改正法においては行政機関等匿名加工情報の規定に関して経過措置がとられており、政令市以外の市は、当面は、提案募集の義務を負わないこととなっております。その理由としましては、契約件数が少ないこと以外にも、①政令市以外に提案募集を義務付けても、費用に見合った便益が得られる見込みが乏しいこと、②地方公共団体から、非識別加工情報へのニーズに疑問の声が少なからず寄せられていたこと、③政令市以外においては、匿名加工を適切に行うための能力を有する人材を確保することが困難なことが少なくないと思われること、を踏まえたためと説明されております。

これまでの説明を踏まえ、「4 実施機関の意見」をご説明します。

先ほど説明した国の現状等を踏まえると、経過措置により任意となっている提案募集について、現状、本市において改正法施行時から実施する必要性はないと考えるため、手数料を条例で定める必要性もないと考えます。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点がありますか。

○部会長 国の現状等についてのところで、国において契約の締結に至った例は、2021年2月9日時点で1件のみであるってありますが、具体的にはどんな内容なんですか。

○事務局 中身の詳細についてはまでは確認がとれていないのですが、資料等から確認できたものとしては、独立行政法人の住宅金融支援機構とネット銀行との間で契約が締結されたものと示されております。

○委員 これは匿名加工情報のデータを業者等に提供して、その業者が提供されたデータを役

立てるというものなんですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 これまでも市に対してそのような申出はあったのですか。

○事務局 市に対してこれまで依頼があったものとしましては、今回の制度とは少し異なるのですが、例えば、大学等の研究機関の方から情報提供の依頼があったりしました。ただ、この場合につきましては、改正法第69条第2項第4号に規定されています学術研究の目的のための外部提供という形で提供することが許容されておりますので、今、例でお示しした案件であれば、従前通りの提供はできるのかと考えております。

なお、個別に民間企業からこういった形で加工して提供してほしいという要望につきましては、把握する限り、実績はないものとなっております。

○部会長 これは、ビッグデータの活用ということなので、豊中市等の各自治体が独自に持っている特異なデータで匿名化しても役に立つような情報というのがあまりないのかと思いますが、いかがですか。

○事務局 豊中市が独自に保有するデータがあるかの点につきましては、これまでも提供実績等のないことを踏まえすと、あまりないのかと考えております。

政令市や都道府県等人口規模の大きい自治体に対するニーズとしてどのようなものがあるのか、また、手数料を徴収するにあたっての算定部分につきましても、もう少し他自治体の実績等を見た上で算定する必要があるのではないかということから、現時点で手数料の設定をするというものなかなか難しいかと思っておりますので、もう少し状況を見てからというふうに考えております。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、行政機関等匿名加工情報に係る手数料につきましては、実施機関の意見のとおり条例に規定しないという方向性で考えていくということによろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。「訂正等請求に係る開示請

求前置について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、訂正請求等に係る開示請求前置についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「訂正請求等に係る開示請求前置について」をご覧ください。

「1 国の現状」についてご説明いたします。

訂正請求等について、国は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求等の制度の安定的運用を図るため、改正法第90条、第98条において、開示を受けた保有個人情報及び他の法令による開示を受けたものを訂正請求等の対象としております。しかしながら、改正法第108条の趣旨に反しない限りにおいて、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求等の対象とすることは、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、法施行条例を規定することは妨げられないとの考えも示しております。

「2 市の現状」についてご説明いたします。

訂正請求等について、市は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該他の法令等に訂正の手の続の定めがないときや、他の法令等の規定により閲覧・縦覧し、又は謄本・抄本の交付を受けた場合も訂正請求等の対象とするため、開示を受けた保有個人情報であることを前提としておりません。

しかしながら、開示を受けていない保有個人情報に対して訂正請求等があった場合は、文書の特定及び開示・不開示の判断をした後に、訂正等をするかどうかの判断をしているため、開示を受けた保有個人情報を訂正等する国の運用と実質変わりのない対応をしております。

国及び市の現状を踏まえ、「3 実施機関の意見」についてご説明いたします。

国は開示を受けた保有個人情報及び他の法令による開示を受けたものを訂正請求等の対象としております。市も、原則、開示できる保有個人情報及び他の法令による開示を受けたものを訂正請求等の対象としており、開示を受けていない保有個人情報に対して訂正請求等があった場合は、開示等決定をする国の運用と同様の処理をした後に訂正等の判断をしております。そのため、実務上、国と市に大きな相違点はないと考えております。

従って、訂正請求等の制度の安定的運用を図るためにも、開示を受けていない保有個人情報を訂正請求等の対象とする規定を条例に置く必要性はないと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○部会長 ありがとうございます。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 今の市の現状を確認したいんですが、現状では、開示請求を前置していないということですが、例えば、何らかの形で市民の方等が既に保有しているような行政文書に個人情報があって、その個人情報を訂正したいという請求があった時には、どのような対応をされているんですか。

○事務局 既に市民の方等が保有している自己情報について訂正等を求められた場合につきましては、まずは職権で対応できるようなものかどうかを判断しております。その上で、市において明らかな誤りと判断できれば、訂正請求等によらず、職権で訂正をしております。

○委員 職権で訂正できるかどうか微妙で何らかの判断が必要なような場合ではあるけれども、市民の方等が既に保有しているので開示決定は経なくてもよいというような場合があったときには、どう対応されているんですか。

○事務局 市の方からご本人に対して情報提供したものについての訂正請求があった場合にどのように対応するのかということについては、まず、職権で対応できるかどうかの判断をします。その上で、市は訂正等をしないという判断があったときにどのように対応するのかというところにつきましては、あまり事例がないものとなります。

○委員 何らかの行政文書の中で、自己の発言部分というのがおかしいというふうに本人が考えた場合で市としても明らかに誤りだと判断した場合はわかったのですが、市としてはこの記載が適当だというふうに判断してしまっているような場合には、訂正請求はできるのですか。

○事務局 今仰っていただいたような事例で事務局が把握しているものっていうのは実際ないのですが、ただ、仮にあった場合に現行の制度でどうするのかというところだと、おそらく訂正請求については、今の制度上、そのまま受け付けることになるのかなと思います。

ただ、事務局としてこちらの制度について検討した際に課題と考えておりましたのは、例えば、既に情報提供した行政文書を請求日時点において市が保有しているのかどうかという判断の部分について、例えば、市民の方から、市から10年前に情報提供された文書のこの部分が誤っているから訂正してくれと求められた場合、いつ、どのような状況等で市が保有していたものを提供したのかっていう判断がなかなかできないかと考えております。ですので、開示請求前置という形で開示決定の処分をしたものという限定ができれば、決定時の行政文書という形で正確に確認ができ、どこの所管課で保有されているのかということ等も含め的確に対応ができるのかと考えた際に、国では制度の安定した運用を図るためにも開示請求前置によるということを考えられておりましたので、開示請求前置という今の事務局からの提案となっております。

○委員 今言われたような事例の場合であれば、まずは文書が存在してるかどうかということの確認から始まるということになりますよね。ただ、今の条例であれば開示請求はしなくてもよいということになっているわけですよね。今回の場合、仮に、現行条例の規定をおこなわなかったとしても、実運用としては変わらないということになるんですか。開示請求をしていないか

ら不適法却下ということにはならないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 先ほどの例でいきますと、実務上は、まずは開示請求をしていただくようご案内をさせていただきます。それでも先に訂正請求をされると言われた場合、受付はします。

○委員 例えば、開示請求と訂正請求を同時にやってくださいと言われた場合には、訂正請求がされることを前提として開示請求がされたということにして受付をして、不存在等の開示に至らない場合には、それを理由に訂正請求を棄却する等の運用をするかどうかも含めて検討していくということでもいいですか。

○事務局 はい。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、訂正請求等に係る開示請求前置につきましては、実施機関の意見のとおり条例に規定しないという方向性で考えていくということによろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。「苦情処理について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、苦情処理についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「苦情処理について」をご覧ください。

「1 市の現状」についてご説明いたします。

市は、条例第51条において、何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる、と規定しております。この規定を置いている趣旨としましては、行政不服審査法に基づく審査請求の対象とならない事項についても救済手段を講じることにより、適正な運営に反映させる必要があるためです。なお、日常の窓口業務・相談業務等の中で解決がされる苦情や、訂正請求等ができる場合については、本条の規定に優先して適用されます。

「2 市の実績」についてご説明いたします。

平成22年度から令和3年度までに苦情の申出がされ決定をした件数は4件あり、そのうち、条例第51条第4項の規定により、運営委員会の会長があらかじめ指名する委員に意見を聴いて是正

措置を講じる必要のあったものはございません。また、苦情申出のうちの2件については、審査請求制度を利用すべきものであり、苦情申出の対象外となるような案件でした。

「3 改正法における苦情処理制度」についてご説明いたします。

国は、苦情処理制度について、改正法第128条において、「行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」と規定しております。また、改正法第166条において、「地方公共団体は、地方公共団体の機関等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」とも規定しております。

ご説明してきた内容を踏まえ、「4 実施機関の意見」についてご説明いたします。

現行条例における苦情処理につきましては、改正法第128条に明記されたため、法施行後は、当該規定を根拠に処理をしていくこととなります。なお、苦情処理の対象とならない案件につきましては、市の既存制度である広聴制度等により適切に対応していくことが可能です。

また、苦情の申出に対して職権で是正措置を講じない場合など、苦情処理に関して第三者機関へ相談する場合は、市は、国の個人情報保護委員会に対し技術的な助言等を求めたり、独自に専門家に相談することもできます。

従って、改正法第128条に規定する苦情処理の処理について、改正法を直接の根拠とするため、現行どおり条例に規定する必要性はないと考えます。しかしながら、市要綱等に苦情処理の窓口の受付方法等の相談体制を定めておく必要はあると考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 現行の条例ですと、この苦情処理については申出という仕組みが置かれているわけなので、請求権というようなものではないという理解ができると思うんですけども、一方で、条例第51条第2項等で、「調査しなければいけない」や「是正措置を講じなければならない」等の規定が置かれているんですね。ただ、改正法の方は、努力規定になっているので、行政に対してほとんど義務というようなものを課していないということになるわけなんですけれども、その点に関して、市民の方から見たら、結局行政は何もしてくれないんじゃないのかという懸念を感じる可能性というのものないわけじゃないような気がするんですけども、その点はどういうふうにお考えですか。

○事務局 今の点について事務局でも検討しておりました。まず、国が示す改正法第128条の考え方において、「苦情を適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である」と記載されております。そのため、規定上は努力義務のような書き方になっているんですけども、実際の

運用としては変わらない、または同じと解釈でできるのではないかと考えております。

また、苦情について、市において何か判断が悩ましい時には、国の委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる規定も設けられており、委員会に対してもそれに応じる義務があることを定めているため、実質的に同じものが担保されていると読めるのではないかという判断をさせていただいたものでございます。

○委員 ということは、法律の解釈として行政の応答義務というようなものは導き出されているという理解ですか。

○事務局 そのように考えております。国の考え方において、「国民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における個人情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である」ということも示されておりましたので、市においても市民からの信頼を確保することというのは、改正法施行後も同様であると考えております。

○委員 法律を実際に各地方公共団体等で運用するときに、そのような考え方で運用されるのはいいのではないかと思いますけれども、ただ、市において要綱等に定める必要があるということを考えているのであれば、その中身としては、やっぱりこの現在の条例のフローというのを要綱にできる範囲で落とし込むような形で、なおかつ、その要綱を市民にオープンにしておくというようなことにしていた方がいいのではないかと思います。

○事務局 資料において、「市要綱等において苦情処理の窓口等の相談体制等を定める必要はあると考える」と書かせていただいた部分につきましては、今、仰っていただいていた内容を踏まえて検討し、要綱等を作成した上で、情報公開の観点からもそれを市民等に公表していこうと考えております。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、苦情処理につきましては、実施機関の意見のとおり条例に規定しないが、委員の意見を反映するような形でまとめていくという方向性で考えていくということでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、他に何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。他になければ、これで、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

(午後 1 時 5 0 分閉会)